

4 調査を中止した事例

(1) 障害者手帳の申請（要約）

苦情申立ての趣旨

「障害者手帳」の申請を行ったが、申請から約5ヶ月たった今もなお市から何ら返答がない。早く申請処理手続きを進めてほしい。

オンブズマンの判断

あなたの申し立てられた苦情について調査したところ、あなたの苦情申立ては、「正当な理由がないと認められるとき」（オンブズマン条例第15条第4号）に該当することが判明いたしましたので、調査を中止することになりました。

すなわち、あなたの苦情申立ての趣旨は「障害者手帳」の申請を行ったところ、いまだに市から何ら返答がないということでした。しかしながら、市の担当課を調査したところ、担当課の窓口では、あなたからの申請は受け付けがなされていないということでした。

本件のように、苦情申立ての趣旨の前提となる事実関係が存在しないような場合は、「正当な理由がないと認められるとき」に該当します。

したがって、あなたの苦情申立てについては、調査を中止することとなりました。